

令和 7 年 2 月 14 日

始良市長 湯元 敏浩 殿

始良市行政不服審査会
会長 山本 敬生

答 申 書

令和 6 年 11 月 13 日付け始地政第 420 号により諮問のあった件について、
下記のとおり答申します。

記

第 1 審査会の結論

始良市長（以下「実施機関」という。）が行った情報公開請求に対する
公文書不開示決定処分（令和 6 年 7 月 12 日付け始地政第 204－3 号）は、
①校区運動会②高齢者サロン③グランドゴルフ④鬼火焚きの各事業に係る領
収書を含む収支報告書を実施機関は取得・保有していないため公文書不存在
とした措置は、おおむね妥当である。

ただし、始良市校区コミュニティ協議会運営補助金交付要綱（以下「交
付要綱」という。）第 6 条に基づき提出された活動報告書、収支決算書（個
別事業の領収書は除く。）、その他必要な書類を含む令和 5 年度永原校区コ
ミュニティ協議会実績報告書は、実施機関が取得し、保有している公文書で
あり、個人情報に該当する部分を除き、原処分を取り消し、部分開示する
ことが適当である。

校区コミュニティ協議会（以下「校区協議会」という。）の諸活動が自
治会を含む住民参加のまちづくりを具現化する重要な政策であることを
鑑みると、始良市情報公開条例（平成 22 年始良市条例第 17 号。以下「条
例」という。）第 1 条の目的に定めた公正で開かれた市政を推進する立場
及び補助金交付における透明性の確保の観点から、実施機関は永原校区コ
ミュニティ協議会（以下「永原協議会」という。）に対して領収書等の証
拠書類を含む情報開示への指導を行うことが望ましい。

第 2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、条例第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し令和 6
年 7 月 1 日に次の公文書に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）
を行った。

- (1) 令和 5 年度永原コミュニティ協議会事業計画書
- (2) 令和 5 年度下記事業の結果報告（収支報告は領収書含む）
 - ① 校区運動会

- ② 高齢者サロン
- ③ グランドゴルフ
- ④ 鬼火焚き
- ⑤ 永原祭り

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について、令和6年7月12日付け始地政第204号により「1 令和5年度永原コミュニティ協議会事業計画」について全部開示の決定を行い、審査請求人に通知した。

また、「2 令和5年度下記事業の結果報告 ⑤永原祭り」については、同日付け始地政第204-2号により一部開示決定を行った。

さらに、「⑤永原祭り」以外の4事業については、同日付け始地政第204-3号により文書不存在のため不開示決定の処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年10月1日、実施機関が同年7月12日付け始地政第204-3号の公文書不開示決定通知書（開示請求のあった令和5年度各事業（①校区運動会、②高齢者サロン、③グランドゴルフ、④鬼火焚き）の領収書を含む収支報告と結果報告）について、文書不存在のため、不開示とした処分（以下「原処分」という。）について、これを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和6年11月13日付け始地政第420号で条例第19条の規定により、始良市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張趣旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が行った原処分について、早急に開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示となった令和5年度永原校区コミュニティ協議会事業計画書の他に不開示となった4つの個別事業の領収書を含む収支報告及び活動結果報告書は、交付要綱第6条第3項に定める実績報告書の添付書類として提出を求め、公文書として保管・開示すべき文書であるにもかかわらず、市は、4事業の結果報告（収支報告は領収書を含む。）の提出を求めておらず、文書不存在として不開示とした。

これは、交付要綱第6条第3項に反する。

- (2) 不存在として不開示となった4つの個別事業の領収書を含む収支報告及び活動結果報告が永原協議会に保管されているとの教示を受け、永原協議会に開示を求めたが拒否したことは条例違反である。

永原協議会は、市の補助金で活動する団体であり条例に定める開示義務団体ではないのか。

また、永原協議会の運営監督者である市は情報開示を命令するべきである。

- (3) 始良市は、請求人を協議会の構成員、自治会の会長として令和5年度総会での行動を非難しているが錯誤誹謗であり強く反発する。
- (4) 本件処分により情報開示請求権の権利を侵害されている。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、本審査請求に先立ち、令和6年4月24日に実施機関に対し、「1 令和4年度永原コミュニティ協議会事業収支決算書」「2 令和4年度報償・報酬費の内訳」「3 令和4年度高齢者サロン費用の内訳」「4 令和4年度ふれあいバザーの費用内訳」「5 令和4年度鬼火焚き費用の内訳（含む領収証）」「6 助成金の利用制限に関する書類」を対象とした公文書開示請求書を提出した。実施機関は、「6」は全部開示、「1」「5」は一部開示、「2」「3」「4」は不開示として、5月14日にそれぞれの決定通知書を審査請求人本人に手渡した上で、不開示部分について、それらの内容を説明済である。
- 2 実施機関では、補助金の交付に当たり、開示請求のあった永原協議会のみならず、他の16校区も交付要綱第6条第2項により、実績報告としては「活動報告書、収支決算書、その他市長が必要と認める書類」の提出を求め、審査している。

なお、支出項目の1件ずつを確認する作業は、膨大な時間を要するため、各校区協議会の監事が収支決算書の内容について領収書と通帳を基に確認している。

よって、実施機関は、個別の支出内訳ではなく、各協議会において1年間を通した年間の収支決算書を審査することによって、各協議会に対して補助金を交付している。
- 3 審査請求書において、審査請求人は「1 処分の内容」で「令和6年7月12日公文書開示請求不開示の処分」を受けたと主張している。

審査請求人が開示請求した公文書のうち「1 令和5年度永原コミュニティ協議会事業計画書」は補助金交付申請の際に必要な事業計画書に係る公文書が存在したため、全部開示の決定を行った。
- 4 「2 令和5年度下記事業の結果報告 ⑤永原祭り」については、年間活動計画に計画されている事業ではあるが、企画提案型校区活性化事業

補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき企画提案型校区活性化事業補助金を活用した事業であるため、交付要領第 13 条に基づき提出された実績報告書について、永原協議会監査委員の認め印部分のみを不開示とする内容で一部開示決定を行った。

- 5 上記「⑤永原祭り」以外の 4 事業については、校区協議会の年間活動計画の中にある事業（行事）であるため、交付要綱第 6 条第 2 項により、実績報告としては「活動報告書、収支決算書、その他市長が必要と認める書類」を添付書類と規定している。

永原協議会は、「各事業における収支の内訳の財務書類」について保有しているものの、実施機関に対しては、年間の活動報告書と収支決算書（監事確認後）を提出しており、一事業ごとにそれぞれの結果報告（実績報告）は提出していない。

したがって、開示請求された公文書のうち、「4 事業における収支の内訳を記載した公文書は作成も、取得もしていない」ことから、実施機関が条例第 11 条第 2 項に規定する「不存在により不開示決定した処分」は、妥当で適法な処分である。

- 6 なお、審査請求人は、審査請求書 3「審査請求の趣旨」において、数点の主張をしているが、次のとおり弁明する。

- (1) 「始良市補助金等交付規則第 23 条に証拠書類は 5 年間の保存義務がある」について

実施機関は、交付要綱に基づき、年度末までに提出される実績報告書を審査した上で補助金を交付している。

上記交付要綱第 6 条第 2 項により「活動報告書、収支決算書、その他市長が必要と認める書類」を実績報告の添付書類として求め、提出された実績報告書は、翌年度から起算して 5 年間保管し、保管期間が満了した翌年度に廃棄している。

- (2) 「交付要綱第 6 条に、実績報告書は、事業終了後すみやかに提出しなければならないと規定しており、不存在等あり得ないのではないか。」について

まず、交付要綱第 6 条第 2 項では、「活動報告書、収支決算書、その他市長が必要と認める書類」を実績報告の添付書類として求めている。

また、交付要綱第 6 条第 3 項では、「実績報告書は、事業終了後、速やかに提出しなければならない。」と規定している。

実施機関は、提出された令和 5 年度永原校区コミュニティ協議会実績報告書を審査し、内容を適当と認め、金 74 万 6,594 円の補助金を交付した。

その後、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定に基づき本市監査委員による事務監査が令和 6 年 7 月に実施され、本件の会計処理は適切であるとの判断が下された。

さらに、同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、本市議会でも「令和 5 年度始良市一般会計歳入歳出決算認定」について議案第 71 号で上程した。同議案は、令和 6 年第 3 回定例会で閉会中に審査され、「認定」する方向で

同年11月28日に開催される同年第4回定例会初日に向けて準備が進められている（なお、第4回定例会初日に同議案は「認定」された。）。

これまで、本市に存在する17校区協議会では、本制度を開始して以降、「実績報告書の提出は、当年度末までに1回報告する」内容で運用している。

ここで、実績報告書の添付書類は、「年間の活動報告書と収支決算書（各協議会の監事確認後）」を意味しており、「一事業ごとにそれぞれの結果報告（実績報告）であって、各校区協議会が保有する、各事業における1件ごとの収支の内訳の財務書類の提出」を求めている趣旨ではない。

なお、情報公開制度では、開示請求されるまでの時点において「作成又は取得した文書」を「公文書」の対象としており、「作成も取得もしていない文書を開示請求後新たに作成し、又は取得する義務」までは制度設計上、求めている。

「不存在等あり得ないのではないか。」という点について、審査請求人は、主観的な感情に基づいて審査請求されており、同書面において、「一事業ごとの結果報告を求めない行為」が「どのような法律のどのような条文に抵触して違法であるか」を客観的に指摘していない。

よって、審査請求書の趣旨において、実施機関が対応すべき法的根拠は存在しない。

- (3) 「本件処分により情報開示請求権の権利を侵害されている」について
条例第5条では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。」と規定し、「開示請求権」を広く保障している。

審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、令和6年7月1日付けで開示請求を実施済みであることから、同請求権を「侵害」してはならず「目的達成」されている。

- 7 審査請求人は、上嶽（かみたけ）自治会長として、永原協議会の構成員として自治会を代表して出席した令和6年度同協議会総会当日、前年度の活動実績や収支決算書の報告後において、総会会場において質疑できる立場にあったにもかかわらず、本人の言によれば、自身の意に沿わない説明があったことを理由に途中退席したことにより、以後の質問によって協議会の在り方や収支決算書の内訳に建議する機会を自ら放棄したことは、一自治会長及び協議会構成員としての職務放棄と言わざるを得ない。
- 8 今後、審査請求人においては、「関係協議会の総会」という「公の場」において然るべき質問の遂行によって、協議会の考え方を明らかにするとともに、是々非々の観点から、地域全体の活性化を目的とする永原協議会の運営に建設的に協力することが望ましい。

第5 当審査会における審査

1 審査の経過

本件審査請求に関する当審査会の審査経過は、以下のとおりである。

年月日	審査経過の内容
令和6年10月1日	・審査請求人から当審査会事務局に対して、審査請求書が提出された。
令和6年11月13日	・実施機関から当審査会に対して、弁明書を添付の上、諮問を受けた。
令和6年12月10日	第1回審査会を開催。 ・諮問書、審査請求書、弁明書を配付。 ・各委員から答申書(案)の方向性について意見を集約した。
令和6年12月11日	・審査請求人に弁明書を送付。 ・反論書の提出方法等について併せて通知した。
令和6年12月13日	・審査請求人から当審査会事務局に反論書が提出された。
令和7年1月23日	第2回審査会を開催。 ・審査請求人からの口頭意見陳述により審査請求書・反論書について説明を受けた。 ・答申書(案)の最終協議・確定

2 当審査会の本件処分に係る判断及び判断理由

当審査会は、審査請求人及び実施機関からの主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 審査請求人の関心事項について

今回、審査請求の原因となった不開示決定処分に先立ち、令和6年4月に実施した「令和4年度の永原校区コミュニティ協議会の各行事に係る収支決算書」開示請求時点において、同コミュニティ協議会に係る「収支決算書に関する内訳書類や領収書等の保管方法」に強い関心があることは明らかであったことが認められる。

(2) 実施機関の開示請求に係る初動について

昨年4月の開示請求対応時においても、「次は、令和5年度の対応について開示請求する」旨を公言されていたことから、今回の開示請求に係る公文書のポイントは「令和5年度永原校区コミュニティ協議会の各行事に係る【収支】報告書」の有無の観点から公文書の特定作業に当たったことが認められる。

(3) 実施機関による公文書の特定作業における「有意性」の判断について

始良市行政不服審査会条例第6条第1項の規定に基づき、実施機関に公文書の提示を求めた結果、第1回審査会において「令和5年度永原校区コミュニティ協議会運営補助金実績報告書（以下「本件報告書」という。）」が追加提出された。

総務省の見解によると、「有意性」の判断は、(開示) 請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきもの」とされている。

よって、本件報告書については、客観的観点から有意性が認められ、(開示) 請求の趣旨に合致するものとして本来開示される対象文書として、個人情報に該当する部分(監事の氏名及び印影部分)を除いて部分開示することが適当と解される。

(4) 存在しない公文書の開示義務について

第1回審査会に提出された弁明書によると、補助金の交付に当たる実績報告書には、永原協議会のみならず、他の16校区に対しても交付要綱第6条第2項により「活動報告書、収支決算書、その他市長が必要と認める書類」の提出を求めている。

ここで、各協議会が実施する個別の事業や行事について、全ての支出金額と領収書等の会計書類を市役所職員が確認する作業は、膨大な時間を要するものであると考えられる。

また、市に提出される収支決算書には、各校区協議会の監事によって年間の収支決算書について全ての領収書と通帳を基に確認された後に各協議会の総会で承認された成果物としての効果があり、交付要綱で規定する実績報告書として合理性が認められることから、市が一事業ごとに各校区協議会から収支内訳を含む結果報告を全ての協議会に求めている現状の運用は、適切な事務事業の執行であると思料される。

よって、今回開示請求された公文書のうち、「永原祭を除く4事業の収支内訳が記載された公文書を市が保有していないこと」について、市は作成する義務も、取得する義務も認められないことから、実施機関が当該4事業に係る公文書を開示する義務はない。

一方、校区協議会の活動は、地域住民の連帯意識を高め地域課題の解決に向けた住民の自主的な活動を促進し、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを進めることを旨として、協議会運営に必要な経費を実施機関が補助することとしている。

また、条例第23条「出資法人等の情報公開」の規定は、市が資本金、基本金その他これに準ずるものを補助又は出資している団体であって、規則で定めるものは、その性格、業務内容の公共性を考慮して情報公開に努めるよう定め、同条第2項には、指導監督すべき立場の実施機関(市)の指導に関する努力義務を定めている。

さらに、地域の自治会は、校区協議会に対し負担金等を拠出しており応分の説明責任を負っていることから、協議会の運営における透明性の確保について連帯責任を負っている。

以上のことから、永原協議会は、条例第23条に規定する「規則に定める団体」には該当しないものの、同条の趣旨に鑑み、保管する不開示の4事業に係る領収書等の開示を行うことが適切であり、また、実施機関は開示への指導を永原協議会に行うことが望ましい。

以上を総合して判断すれば、審査請求人の請求には一部の理由を認め、よって冒頭の第1「審査会の結論」に達した。

以 上

(答申に関与した委員の氏名)

山 本 敬 生

新 倉 哲 朗

田 中 昌 之

重 野 巨 樹